

米国税制改正

アジア太平洋に本社を置く
グループ企業に主要条項が
もたらす影響

2018年2月

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. A yellow triangle is positioned above the 'Y', pointing to the right. The logo is set against the background of the US Capitol building.

EY

Building a better
working world

概要

2017年末に、「The US Tax Cuts and Jobs Act」(米国減税・雇用法案)が可決されました。30年ぶりの米国税制における大改革となります。多くの条項は2018年1月1日以降に発効するため、今後は慎重に検討する必要があります。

アジア太平洋に本社を置く多くのグループ企業にとって、米国は最も大規模な海外活動の拠点となっています。本書では、改革がもたらす短期的・長期的な影響の概要について解説します。税制改革はグループ企業の世界における実効税率にも重大な影響を及ぼすため、運営モデルやサプライチェーンに変容をもたらす結果となる可能性があります。

法案最終化の概観

以下は、アジア太平洋に本社を置くグループ企業への影響が懸念される、主要企業向け国際条項の概要です。

税率の引下げ

- ▶ 法人税率を35%から21%に引下げ

米国所得控除の縮小

- ▶ 様々な産業別税制優遇項目の廃止
- ▶ 年間の利払い・税・償却前利益(EBITDA)の30%を純支払利息控除の上限として設定
- ▶ 一定の有形資産につき全額(100%)即時経費計上

新たな国際租税制度

- ▶ 国外向け販売・サービス提供・ライセンス収益に対する13.125%の特恵税率
- ▶ 外国関連者に対する支払いに基づく費用控除制限する税源浸食防止税
- ▶ 米国外グループ会社の留保利益に対して15.5%を上限とする移行期間の一時課税
- ▶ 米国外グループ会社から受領した配当に対する連邦所得税を追加で賦課する制度を廃止
- ▶ 米国外子会社の所得のうち減価償却可能な資産利益率10%を超過する部分に対し、米国にて10.5%などの税率で課税



米国税制改正がビジネスに及ぼす影響

変化に備える

貴社に求められる即時的・長期的変化の特質を包括的に管理するため、企業規模の戦略変更に対応する部署の設立が必要です。

成長と戦略

税制改正を活かし、貴社のビジネスを成長させ、新たな製品を市場に投入する方法を特定できる可能性が広がります：

- ▶ 企業の戦略や投資判断に対して期待される経済成長効果
- ▶ 新たな M&A と製品化の機会
- ▶ IPO 市場に及ぶ影響

運営モデル

企業は、現行のビジネスモデルと取引フローを再度アセスメントする必要があります：

- ▶ 拠点、法的実体、運営のフットプリント
- ▶ 知的財産の所在場所、貿易活動、オフショア・サービスセンター
- ▶ 新税法が製品フローにもたらす影響

テクノロジー

広範にわたるテクノロジー関連社内インフラへの影響が予想されます：

- ▶ 戦略的ソーシングと調達にもたらされる潜在的効果
- ▶ IT投資の場所、スタッフ、データセンター
- ▶ 財務報告、フォーキャスト、モデリング
- ▶ マスターデータ（製品、顧客マスターなど）
- ▶ 変革をもたらすようなIT投資の決断

財務

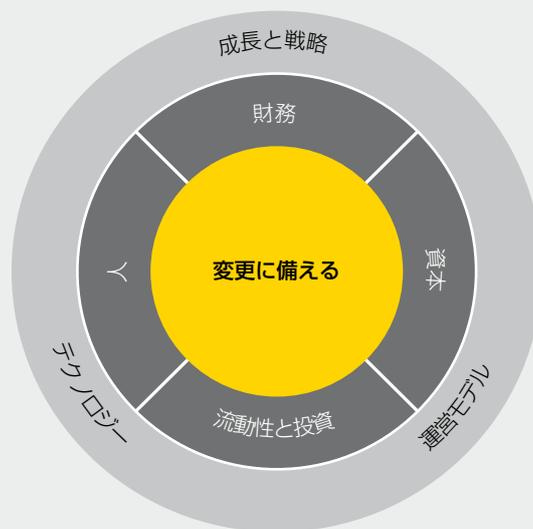
企業は、法令が財務諸表や財務報告にもたらす影響を直接的・長期的に理解しておく必要があります：

- ▶ 税率引下げに伴う繰延税金資産の縮小による、リキャピタリゼーションの可能性
- ▶ 追加的な監査手順
- ▶ 資本や実効税率への影響
- ▶ 留保所得一時課税による損益計算書 (P&L) への影響
- ▶ 新法案の財務諸表に与える影響の開示タイミング
- ▶ M&A 報告の一層の複雑化

流動性と投資

多様な条項によって促進され得る、企業の流動性や投資への意思決定：

- ▶ 第三者資金借入れに最適な拠点
- ▶ 国内・国外でのビジネスの資本分散によってグローバルなレベルでもたらされる、利子の控除可能性への影響
- ▶ 現行の企業構造内での現金移動による租税効率性



資本

資本投資と資本管理戦略の再評価：

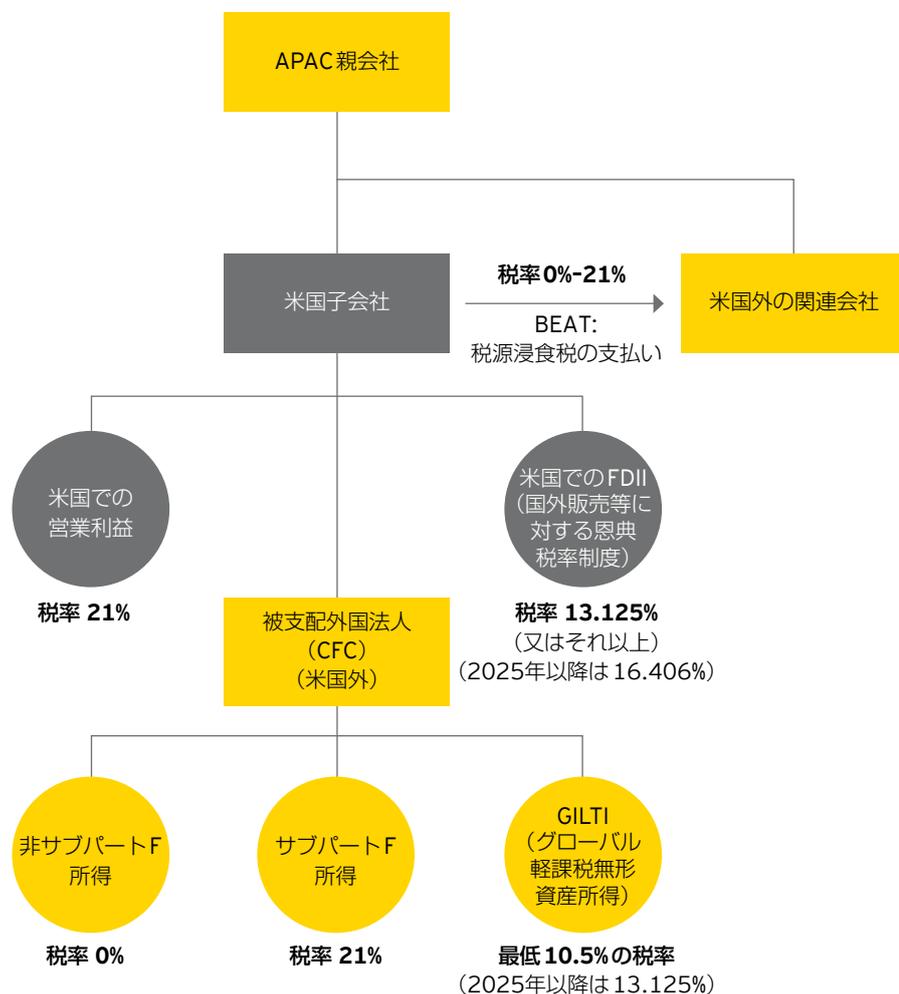
- ▶ 外貨現金の活用、本国送金
- ▶ 税源浸食防止税 (BEAT) に伴う変化が資本・バランスシートのリスク管理に与える影響
- ▶ 仮想的損失のシナリオにおける、純損失金 (NOL) の繰戻しに関する不利益な変更の潜在的影響

人

税制改正法が役員報酬形態や退職金制度その他のFRINGE BENEFIT制度を変える：

- ▶ 福利厚生プログラムの設計
- ▶ ワークフォース戦略、ソーシング、リテンション、拠点
- ▶ 移民リスクとコンプライアンス

アジア太平洋に本社を置くグループ企業の潜在的な機会とコスト



潜在的コスト

- ▶ BEAT
- ▶ 163(j) 支払利息損金算入制限規定
- ▶ アンチ・ハイブリッド条項
- ▶ グローバル軽課税無形資産所得 (GILTI)
- ▶ 外国留保所得一時課税
- ▶ 欠損金 (NOL) に関する制限
- ▶ 州税・地方税の相対的な存在感の増加

潜在的機会

- ▶ 21%の法人税率
- ▶ 海外由来無形資産所得 (FDII) に対する控除
- ▶ 減価償却可能な有形資産の即時経費計上
- ▶ 限定的な資本参加免税
- ▶ アジア太平洋を究極的な親会社とするグループで米国傘下に米国外法人を保有するストラクチャに対するプランニング



アジア太平洋に本社を置き、米国で運営するグループ企業にかかわる主要条項による影響

条項	潜在的影響と検討事項
1. 税率の引下げ <ul style="list-style-type: none">▶ 暦年決算や年度末決算については、2018年1月1日以降に21%の法人税率を適用	<ul style="list-style-type: none">▶ 繰延税金資産及び繰延税金負債（年度末報告に及ぶ影響）を再測定する▶ サプライチェーンの影響：<ul style="list-style-type: none">▶ 他の措置と相まって、米国への活動移動を促進▶ 企業は資金調達、移転価格、サービス会社体制等について検討する必要がある
2. 税源浸食防止ミニマム税 (BEAT) <ul style="list-style-type: none">▶ 一定の関連当事者の控除可能な支払いを実質的に制限するための追加税▶ 導入初年度は5%、その後10%（2025年以降は12.5%に引上げ）	<ul style="list-style-type: none">▶ 税源浸食防止ミニマム税 (BEAT) が年度末に及ぼす影響を測定する：<ul style="list-style-type: none">▶ ミニマム税が発生する時点で当期の税金費用として認識する。すなわち、繰延税金への影響はない▶ 米国 GAAP・IFRS 両方に準拠した、受入可能なアプローチ▶ 資本コスト：<ul style="list-style-type: none">▶ 米国内でファイナンスされている企業と比較すると、米国外からファイナンスされる在米のインバウンド企業は競争力を失う可能性がある▶ 事業運営拠点：<ul style="list-style-type: none">▶ 米国外からのサービス提供は BEAT コストを追加的に発生させる可能性がある▶ プランニングの機会：<ul style="list-style-type: none">▶ 資本、財務、サービス提供モデル、移転価格、サプライチェーン／運営の見直し▶ 事業・サービス提供モデル（例：支店や子会社形態）▶ 支払いストラクチャの再アセスメント（例：売上原価 (COGS)、インボイス請求、役務減価法 (SCM) の除外事項など）
3. 支払利息の制限 <ul style="list-style-type: none">▶ 純支払利息を EBITDA の30%に制限（2022年以降はさらに制限を強化し、EBIT で計算）▶ 関連者・非関連者間の債務に適用	<ul style="list-style-type: none">▶ 支払利息が制限されることを踏まえ以下を検討する：<ul style="list-style-type: none">▶ 関連者債務の資本化▶ 米国に受取利息を導入▶ EBITDA ブースティング方式▶ 支払利息に相当する代替を検討する（例：保証料など）▶ 債務の米国外移管
4. 欠損失の制限 <ul style="list-style-type: none">▶ 2017年以降に開始する課税年度に発生する欠損金については控除率を課税所得の80%に制限▶ 2018年度以前の欠損金は適用除外	<ul style="list-style-type: none">▶ 繰越税金資産の再測定▶ 欠損金は、BEAT の増分税金と全額相殺できない可能性がある点に留意
5. 外国留保所得一時課税 <ul style="list-style-type: none">▶ 米国会社が持分を10%保有する米国外子会社の留保利益に対し15.5%を上限とする一時課税▶ 現金／現金相当部分について15.5%、現金以外について8%の課税率	<ul style="list-style-type: none">▶ 1987年以降の利益に帰属する外国税額控除 (FTC) 計上をサポートするため、1986年以降の累積留保利益と外国法人税支払実績を確定する必要があり、計算が非常に複雑▶ 8年間の分割納税の課税対象となる潜在キャッシュフロー▶ CFCみなし持分ルールの変更による影響を考慮。これにより持分10%以上の米国株主個人に移行課税負担が生じる可能性あり▶ 州税や地方税が一時課税に適用されるかどうかの検討

アジア太平洋に本社を置き、米国で運営する グループ企業にかかわる主要条項による影響

条項	潜在的影響と検討事項
6. 資本参加免税 <ul style="list-style-type: none">▶ (米国株主が) 持分 10% 以上を保有する米国外子会社からの配当金は課税対象外となる。ただしキャピタルゲインは以前と変わらず課税対象となる	<ul style="list-style-type: none">▶ 繰延税金資産及び繰延税金負債への影響▶ 米国への資金還流に伴う税負担額は削減されるものの、現地国から還流にかかるコストを考慮する必要あり(例: 源泉徴収税)▶ 資本参加免税制度は通常、サブパートF又はGILTI以外の所得を適用対象とする。そのため、償却可能な米国外有形資産を多く保有しない企業はGILTIに抵触しやすく、資本参加免税制度から得られる利益が減少する場合がある。▶ 州税・地方税当局から賦課対象とされるか非課税配当となるかを検討
7. グローバル軽減税無形資産所得 (GILTI) <ul style="list-style-type: none">▶ 米国企業が持分を保有する米国外のグループ企業に実質的にグローバルレベルでミニマム税を賦課▶ 一般的に、CFCが保有する有形償却資産に10%を乗じたルーティン所得を上回る部分をGILTIとして、米国で合算した所得に課税▶ 米国外の所得に対して米国で実質的に適用される税率はFTC前で10.5% (2026年以降は13.125%に引上げ)	<ul style="list-style-type: none">▶ CFCの有形資産がGILTI税を削減する可能性があるため世界のグループ企業内での有形資産の所在場所を検討▶ 重税対象CFCは、米国グループ企業の経費がCFCに振分けられている場合、さらなるGILTI税の対象となる可能性がある(外国税控除額(FTC)をGILTI税と全額相殺できない場合がある)▶ 世界のグループ企業内で知的財産の所在場所について検討▶ グローバル・サプライチェーンを再評価▶ GILTIに課される税について、将来の期間に税が発生する時点で当期費用として扱うか、もしくは税効果会計を適用するか、いずれかの会計方針を選択
8. 海外由来無形資産所得 (FDII) <ul style="list-style-type: none">▶ 国外販売・サービス提供・ライセンスから得られる所得に課される米国実効税率を引下げる国外販売優遇措置▶ 国外販売上げ、米国外に所在する個人/法人への資産のリース/ライセンス(米国外での使用目的)、並びに米国外に所在する個人/法人へ提供されるサービスを対象とする米国実効税率を13.125% (2025年以降は16.406%)とする	<ul style="list-style-type: none">▶ 米国企業が所有する有形資産がFDIIの利益を減少させる可能性があるため世界のグループ企業内での有形資産の所在場所を検討▶ 世界のグループ企業内で知的財産の所在場所について検討▶ グローバル・サプライチェーンを再評価
9. 被支配外国法人 (CFC) 帰属ルール	<ul style="list-style-type: none">▶ 米国における個人/法人(個人、パートナーシップ、企業)が米国外事業体の議決権や価値を10%以上所有している場合に、税務申告、移行課税、GILTI、サブパートFの影響について検討

EYができること

EYには、アジア太平洋市場を専門とする米国の税務・会計専門家が数多く在籍しています。当社チームは貴社が制定法を理解し、貴社ビジネスに影響が及ぶ短期的、長期的な課題について検討し、対処できるよう迅速にサポートを提供します。

米国税制改正:ヘルスチェック

段階的アプローチ

段階 1 — 予備的アセスメント

- ▶ 標準的情報リクエストを発行
- ▶ 提示された情報を審査した後、税制改正による影響を予備的に評価
- ▶ ミーティングで潜在的な影響について協議
- ▶ 機会の特定

段階 2 — 実現可能性と設計の詳細評価

- ▶ 段階1で特定された機会に関する実現可能性を詳細に評価
- ▶ 特定された機会に応じ、モデリングや実前可能性レポートの提供を含む場合がある

段階 3 — 実践サポート

- ▶ 貴社が変更に対応できるよう連携してサポートを提供

標準的情報リクエストに関する要求事項

- ▶ 直近の法的実体又は組織を示すチャート
- ▶ グループ企業の課税年度を確認(あらゆる事業体の異なる課税年度を含む)
- ▶ 直近の米国連邦所得税申告書及び主要な州・地方税申告書
- ▶ グループ企業の直近の財務諸表。これには米国グループ企業単独の財務諸表と、米国グループ企業が保有する米国外子会社単独の財務諸表(ある場合)が含まれる
- ▶ 米国グループ企業の関連者による支払いの詳細。これには関連者による売上原価(COGS)、ロイヤルティ、サービス、利息などの支払い見込み額が含まれる
- ▶ 2017年から2018年の期間における、米国グループの現金又は資産の配当に関する詳細情報
- ▶ 米国グループ企業の借入れに関する詳細情報(関連者・非関連者間の債務額)

ヘルスチェック:実現可能性と設計の詳細評価

米国グループ企業保有の 米国外グループ企業	BEAT	債務問題	その他
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 即時—米国傘下の法人を米国外の保有に移管(移行課税、GILTI、サブパートF) ▶ 即時—米国保有持分希薄化の可能性(移行課税、GILTI、サブパートF) ▶ 移行課税のモデリング/計算(E&P研究、外国税控除の分析を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 詳細なモデリング ▶ COGS適用除外の分析—売上原価(COGS)として適用除外できる項目の特定 ▶ SCM適用除外—適用除外できるサービスの特定(ある場合) ▶ 3%基準の推定—税源浸食率算定時に税源浸食に該当しない全費用の把握評価 ▶ 移転価格の再アセスメント ▶ サプライチェーンと運営モデルの有効性 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 詳細なモデリング ▶ 過剰債務は資本化すべきか ▶ 利息が否認された場合、受取利息のレベルを検討(ドルに対しドルで相殺) ▶ 支払利息に相当する項目の見直し(例:保証料など) ▶ 現行のハイブリッド金融構造に代わる代替ストラクチャを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 詳細なモデリング ▶ 税務会計—複雑性の増大 ▶ 税務処理変更願いの利用を検討 ▶ CFC属性ルールによる影響を検討(税務申告、GILTI、サブパートF、移行課税を含む) ▶ 企業は国外販売優遇税制(FDII)の恩恵を受けることができるか

EY お問合せ先

貴社のニーズに適したアプローチなど詳細情報についてはEYのアジア太平洋、USタックスデスク・チームにお問合せください。



秦 正彦

パートナー

EY米国

Tel: +1 212 773 5533

Email: max.hata@ey.com



ジョナサン スチュアート・スミス

パートナー

EY日本

Tel: +81 3 3506 2426

Mobile: +81 70 2161 0729

Email: jonathan.stuart-smith@jp.ey.com



野本 誠

パートナー

EY米国

Tel: +1 212 773 3794

Email: makoto.nomoto@ey.com



須藤 一郎

パートナー

EY日本

Tel: +81 3 3506 2637

Email: ichiro.suto@jp.ey.com





EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

© 2018 EYGM Limited.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180530

ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。